

天津大野木マイツ ニュースレター

2005年1月10日

No. 0501

文責：安達 友信

忘れがちな源泉徴収手数料請求！！

～ 源泉徴収義務者の源泉徴収手数料請求について ～

中国では、「源泉徴収義務者」に対して源泉徴収した個人所得税額の**2%**の手数料を給付するという制度があります。(個人所得税法 11 条、個人所得税法実施条例 42 条)

また、受領した源泉徴収手数料を源泉徴収費用や納税手続を行なう経理部門のスタッフに対する奨励に充てることができることも規定されており、納税手続を行なう経理部門に対し、適正な源泉徴収を奨励するために報奨金的なものとして支給するという趣旨のようです。

1. 申請手続き

この、源泉徴収手数料の支払を受けるためには、[自ら税務局へ申請](#)をする必要があり、申請方法は以下の通りです。

手続 1 所轄の地方税務局窓口にて下記書類を受領し、必要事項を記載する。

- ・「源泉徴収手数料申請書」(代征、代扣税款提取手續費申報表)
- ・「源泉徴収税明細書」(代征代扣税款結報単)

手続 2 毎月又は四半期ごとに、所轄税地方務局の窓口にて申請をする。

(申請時に必要な書類)

- ・上記手続 1 の書類
- ・源泉徴収の納税書(税収通用繳款書)のコピー(原本提示を求められる場合もあります。)

手続 3 上記手続後、税務局にて源泉徴収義務者に手数料を支払う場合には、税務局より**還付通知書**が発給される。

還付通知書を受取後、当該還付通知書を指定銀行に持参し還付手続を行なう。

なお実際には、申請時に会社が還付口座を指定し、自動的に指定口座に源泉徴収手数料が振り込まれ、後日還付通知書を発行するという税務局が多いようです。

申請してから実際に支払を受けるまでには、長いときには数ヶ月かかるようです。
(税務局の話によれば、地方財政次第なので確定したことは言えないとか・・・。)
もらえれば、よし！と考え気長に待つしかないのかもしれませんが。

また、これまでに請求していない場合は、過去 36 ヶ月までは遡って請求できるとのことです。(TEDA 税務局では 2003 年及び 2004 年分は受け付けるとの回答でした。)

以上が、基本的な手続の流れですが、所轄税務局により多少異なる場合もありますので申請をする前に所轄税務局にご確認ください。

2. 源泉徴収手数料に係る会計処理

上記手続を経て源泉徴収手数料の支払を受けた際の会計処理は、適当な負債勘定で計上し、支出時にはその負債勘定で清算する処理が実務上一般的に行なわれております。

(支払を受けた時の仕訳)

(借方) 預金 × × × (貸方) その他未払金 - 未払福利費 × × ×

(支出した時の仕訳)

(借方) その他未払金 - 未払福利費 × × × (貸方) 現預金 × × ×

(TEDA 地方税務局その他複数の地方税務局に確認したところ、上記取り扱いと同様の回答でした。)

この源泉徴収手数料は冒頭でも述べたとおり、会社の経理部門に対しての報奨金的な趣旨で支払われるものでありますが、支払を受けることができるのは源泉徴収義務者たる会社となります。また、この資金の用途について、経理部門スタッフに対する研修や福利厚生等に充てることができることとされており(強制ではない)、実際にどのように使うかは会社の任意となります。

この、源泉徴収手数料は日本人マネージャーの方には意外と知られていないように見受けられます。自社の手続はどのようにされているか、今一度ご確認されてみてはいかがでしょうか？

以上。